

兵庫県公報

平成26年9月5日 金曜日 第2626号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 公印の廃止（文書課）	1
○ 災害救助法に基づく救助の実施（災害対策課）	1
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 平成27年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	9
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	10

告 示

兵庫県告示第785号

次に掲げる公印を平成26年3月31日限り廃止した。

平成26年9月5日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止公印の名称及び印影



兵庫県立こどもの館館長
印

兵庫県告示第786号

平成26年8月16日から大雨による被害に関し、平成26年8月17日から丹波市に災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を実施する。

なお、同法第13条第1項の規定により、救助に係る知事の職権の一部である、避難所の設置、被災した住宅

の応急修理等を当該市の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）別表第1に規定された期間とする。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第787号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
たつの市、揖保郡太子町	平成27年3月10日(火)から同月31日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	その皮革面積計の所在の場所



兵庫県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市池谷福谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 孝 司	神戸市西区櫛谷町池谷432番地の2
同	小 池 克 彦	同 市同区櫛谷町池谷377番地
同	小 池 道 雄	同 市同区櫛谷町池谷766番地
同	柳 瀬 勝 己	同 市同区櫛谷町福谷402番地の6
同	柳 瀬 茂 幸	同 市同区櫛谷町福谷452番地
同	柳 瀬 澄	同 市同区櫛谷町福谷451番地
監 事	山 本 弘 明	同 市同区櫛谷町池谷113番地
同	池 内 仁 志	同 市同区櫛谷町福谷786番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 孝 司	神戸市西区櫛谷町池谷432番地の2
同	池 内 優 介	同 市同区櫛谷町池谷220番地
同	小 池 道 雄	同 市同区櫛谷町池谷766番地
同	柳 瀬 勝 己	同 市同区櫛谷町福谷402番地の6
同	柳 瀬 茂 幸	同 市同区櫛谷町福谷452番地
同	川 本 宣 明	同 市同区櫛谷町福谷66番地
監 事	山 本 弘 明	同 市同区櫛谷町池谷113番地
同	藤 井 克 也	同 市同区櫛谷町福谷122番地



兵庫県告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
八千種土地改良区	平成26年 8 月 15 日



兵庫県告示第790号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

八千種土地改良区

氏 名	住 所
尾 内 崇 宏	神崎郡福崎町八千種2934番地 1
城 谷 克	同 郡同 町八千種2145番地
難 波 靖 通	同 郡同 町八千種2982番地 1
水 田 富士夫	同 郡同 町八千種2532番地 2
尾 内 昭 夫	同 郡同 町八千種2414番地
西 井 春 夫	同 郡同 町八千種2727番地 2
岡 本 孝 晴	同 郡同 町八千種2065番地
西 井 榮 三	同 郡同 町八千種2749番地
嶋 田 正 義	同 郡同 町八千種2471番地
宇 崎 五 明	同 郡同 町八千種168番地
難 波 一 男	同 郡同 町八千種1650番地 2
黒 田 茂 章	加西市福居町807番地



兵庫県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成26年 8 月 25 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	平見地区	平成26年 9 月 5 日から 同 月 25 日まで	洲本市役所五色庁舎 南あわじ市役所三原庁舎



兵庫県告示第792号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
口 金 近	佐 用 郡	佐 用 町	口 金 近	西 之 谷 王 子 前 前 畑 ケ 聖 御 前 小 松 谷	128番5の一部、128番11の一部、128番12 165番の一部、166番の一部、167番1の一部、 167番3の一部、167番4の一部、168番2の 一部、169番、169番1の一部、170番の一部、 170番1の一部、171番1の一部、172番から 174番までの各一部、175番1の一部、175番 4の一部、167番1から169番1に至る地先 の水路敷の一部 190番1の一部、193番の一部、194番1の一 部 207番の一部、207番1の一部、208番2の一 部、210番1の一部、210番2の一部、211番 の一部、212番、213番1の一部、213番2の 一部、213番3、213番4、213番5の一部、 213番6の一部、213番8の一部、213番9、 213番10、214番1、214番2の一部、215番 2の一部、219番1の一部、224番の一部、 226番の一部、227番1の一部 270番1の一部



兵庫県告示第793号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
西 下 野 (2)	佐 用 郡	佐 用 町	西 下 野	上 田 段	655番1、655番2の一部、655番3、656番、 672番、673番の一部、1243番の一部 839番の一部、840番3の一部、841番1の一 部、880番の一部



兵庫県告示第794号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26丹波位置 0001号	26. 8. 21	篠山市野中字大田中坪476番1の一部、477番 の一部	6.00	38.59

公 告

平成27年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

平成27年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）を募集する。

平成26年9月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 広告の掲載期間・広告媒体

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

（注） 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

ア 平成27年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。

イ 平成27年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「（広告内容に関するお問合せ先）〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号） 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

（参考）過去の発注実績

年 度	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
平成22年度	280 千枚	274.5 千枚
23年度	341 千枚	333.0 千枚
24年度	400 千枚	342.5 千枚
25年度	348 千枚	262.0 千枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、上記2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (6) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 平成27年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 上記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲載する。

URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/huto2014.html>

- (2) 上記4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（上記4のただし書の場合にあつては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成26年9月8日（月）から同年9月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）に、上記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（平成26年9月30日（火）必着）により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体のうち、6に記載する広告掲載基準に合致し、かつ、8に記載する最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。

なお、適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。

(2) 結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(2) 広告掲載権者が上記5の要件に違反し、又は掲載する広告が上記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部文書課 文書管理班

T E L (078) 341-7711 内線2045

F A X (078) 362-3902



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ケ	神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番	1,014.88	宅地	17,760	1,776
コ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	5,427	543

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成26年9月3日（水）から同月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成26年9月3日（水）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成26年9月22日（月）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班
電話（078）341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成26年10月7日（火）午後1時から同月14日（火）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成26年10月14日（火）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してし

た入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び指定した施設の指定を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年9月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈蔵

1 病院及び介護老人保健施設西宮市の項中

「

医療法人 協和会 介護老人保健施設 ウエルハウス西宮	同 市西宮浜4丁目15-1
介護老人保健施設 清和	同 市弓場町5-37

」

を

「

医療法人 協和会 介護老人保健施設 ウエルハウス西宮	同 市西宮浜4丁目15-1
-------------------------------	---------------

」

に改める。

2 老人ホーム尼崎市の項中

「

シルバーハウス西長洲	同 市西長洲町1丁目1-36
------------	----------------

」

を

「

シルバーハウス西長洲	同 市西長洲町1丁目1-36
社会福祉法人 隆生福祉会 特別養護老人ホーム ゆめパラティース	同 市下坂部3丁目3-1

」

に改め、西宮市の項中

「

介護付有料老人ホーム「やすらぎ」	同 市津門呉羽町9-10
------------------	--------------

」

を
「

介護付有料老人ホーム「やすらぎ」	同 市津門呉羽町 9—10
地域密着型特別養護老人ホーム いまづ 聖徳園	同 市今津港町 3—11
ケアハウス愛和	同 市今津港町 3—11

に改め、加古川市の項中

「

地域密着型小規模特別養護老人ホーム 第 二鹿児の郷	同 市平荘町山角251—2
------------------------------	---------------

を
「

地域密着型小規模特別養護老人ホーム 第 二鹿児の郷	同 市平荘町山角251—2
パストラル加古川	同 市平岡町新在家1224—16

に改める。

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 4 号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成26年 9 月 5 日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

- 1 起業者の名称
神戸市
- 2 事業の種類及び名称
神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅前地区第二種市街地再開発事業
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年 8 月 25 日

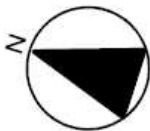
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
神戸市北区 鈴蘭台北町 一丁目	9番10	宅地	m ² 43.06	m ² 43.06	m ² 43.06	高岡 眞理子	神戸市兵庫区荒田町 3丁目51番7号	なし	—	—	

実 測 平 面 図 縮 尺 1/250

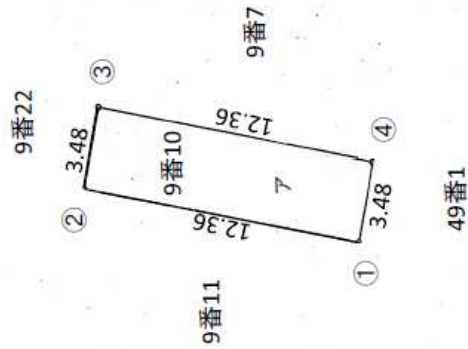
土地の所在 神戸市北区鈴蘭台北町一丁目

地 番 9 番 10



参照点1

A-352



地番	区分	符号	求 積 表				備考
			No.	Xn	Yn	(X _{n+1} - Y _{n-1})・Y _n	
9番10	収用地	ア					
		①	-141208.316	74435.315	-861067.723920	3.48	
		④	-141207.697	74438.746	953113.703784	12.36	
		③	-141195.512	74436.666	861083.352288	3.48	
		②	-141196.129	74433.240	-953043.204960	12.36	
				計	86.1271920		
				計面積	43.0635960		
				地 積	43.06㎡		
				合計面積	43.06㎡		
			総計				
					43.06㎡		

参照点	符号	X座標	Y座標
参照点1	A-352	-141189.616	74415.209
参照点2	A-354	-141208.791	74454.222

参照点2

A-354